名簿登録者を指名停止

１　事案の概要

株式会社大林組が代表構成員を務める共同企業体が施行中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和６年10月４日に発生した労働災害に関し、同社社員が所管の労働基準監督署へ事実と異なる説明を行っていた。この結果、同社及び同社社員が、労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。

このことは三木町建設工事指名停止等措置要綱別表第25号（業務に関する法令違反）に該当するので、同要綱第１条に基づき、指名停止を行う。

２　指名停止業者名、所在地及び指名停止期間

株式会社大林組　代表取締役 佐藤　俊美

東京都港区港南２－15－２

令和８年10月16日　から　令和９年１月15日　まで（３か月間）